

那覇市上下水道局お客様センター業務委託プロポーザル実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、那覇市上下水道局（以下「局」という。）が委託する「那覇市上下水道局お客様センター業務委託」（以下「本業務」という。）について、お客様サービスのより一層の向上とさらなる業務の効率化を目指し、優れた業務遂行能力を有する受託候補事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続等について定めるものとする。

(本業務の内容)

第2条 本業務の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 窓口受付業務
- (2) 窓口公金収納業務
- (3) 検針業務（一部地区を除く）
- (4) 開閉栓等業務
- (5) 収納業務
- (6) 滞納整理業務
- (7) 各戸検針制度に関する業務
- (8) 下水道及び再生水に係る認定業務
- (9) (1) から (8) までに関連する業務

(プロポーザルの審査機関)

第3条 那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、公平性と客観性を確保するとともに適正かつ円滑な受託候補事業者の選定を行うことを目的として、那覇市上下水道局お客様センター業務委託候補事業者の選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織、運営については、別に定める那覇市上下水道局お客様センター業務委託候補事業者の選定審査委員会設置要綱によるものとする。

(プロポーザルの参加募集方法)

第4条 管理者は、那覇市及び局ホームページで、プロポーザルに参加する事業者を募集する。

(プロポーザルの参加資格)

第5条 プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当

していないこと。

- (2) 那覇市の入札参加に関する資格者名簿に登録されていること。
- (3) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「連合体」という。）であること。ただし、連合体の構成員は、単独及び他の連合体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。
- (4) 参加する法人は市内に本社があること。ただし、連合体にあつては、市内に本社がある者を代表とし、他の構成員は市内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 参加募集の公告日から受託候補事業者の決定までの間に、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) プライバシーマークを取得していること。ただし、連合体にあつては、構成員のうち1社以上がプライバシーマークを取得しているものとし、他の構成員は個人情報を取扱う上で自社の規程を設けていること。

2 前項第3号で規定する連合体の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 結成方法は自主結成とし、那覇市上下水道局お客様センター業務委託連合体協定書（様式第5号）による協定を締結していること。
- (2) 構成員の中で出資比率が最も大きい者を代表者とする。
- (3) 構成員の数は2ないし3社までとし、構成員の出資比率の最小限度基準は次のとおりとする。
2社の場合 30パーセント以上
3社の場合 20パーセント以上

（プロポーザルの参加申込）

第6条 プロポーザルに参加申込する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）を那覇市上下水道局お客様センター業務委託プロポーザル実施説明書（以下「実施説明書」という。）に定める期限までに管理者に提出しなければならない。

- 2 連合体で参加する場合は、参加申込書とともに那覇市上下水道局お客様センター業務委託連合体協定書（様式第5号）の写しを提出しなければならない。
- 3 プロポーザルに単独で参加申込する事業者が別の連合体の構成員となることや一つの事業者が複数の連合体において構成員として参加申込することはできない。
- 4 参加申込事業者は、次の書類を参加申込書に添付して管理者に提出しなければならない。

なお、連合体は、すべての構成員について提出すること。

- (1) 会社概要書（様式第 2 号）
 - (2) 認証取得状況届（様式第 3 号）及び取得認証の登録証の写し
 - (3) 経営比率計算書（様式第 4 号）
 - (4) 直近 2 カ年分の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び事業報告書
 - (5) 直近の法人税申告書別表第一の写し
 - (6) 登記簿謄本（3 カ月以内の発行であること）
 - (7) 誓約書（様式第 6 号）
 - (8) 役員等調書及び照会承諾書（様式第 7 号）
 - (9) プライバシーマーク登録証の写し（ただし、連合体の構成員でプライバシーマークを取得していない場合は、個人情報に関する自社規程の写し）
- 5 参加申込書等の提出方法は、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）とする。

（資格審査及び審査結果の通知）

第 7 条 委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書等を基に、参加申込事業者の参加資格を審査する。

- 2 管理者は、前項の審査の結果、参加資格を有すると認めた事業者（以下「参加事業者」という。）に、プロポーザル参加要請及び説明会開催通知書（様式第 8 号）を送付し、プロポーザルへの参加を要請する。また、参加資格を有すると認められない参加申込事業者には、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 9 号）により、その旨を通知する。

（不認定の説明）

第 8 条 管理者は、参加事業者として認められなかった参加申込事業者から不認定の説明を請求された場合に限り、当該参加申込事業者に対して書面で回答する。

- 2 前項の請求は、プロポーザル参加資格審査結果通知書に定める期限までに、管理者に書面を提出して行うものとする。
- 3 前項の書面の提出方法は、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）とする。

（プロポーザル実施説明会）

第 9 条 管理者は、参加事業者に対し、プロポーザル実施説明会を実施する。

- 2 参加事業者は、プロポーザル実施説明会に必ず参加しなければならない。
- 3 管理者は、プロポーザル実施説明会において参加事業者に対し、本実施要領及び次の項目を明記した実施説明書等によりプロポーザルの手続等についての説明を行う。
 - (1) プロポーザルの目的

- (2) 本業務の名称
- (3) 本業務の委託期間及び準備期間
- (4) 本業務の内容
- (5) 提案見積限度額
- (6) プロポーザルのスケジュール
- (7) 業務提案書の提出に関する事項
- (8) プロポーザルに係るプレゼンテーション等
- (9) プロポーザルの審査方法に関する事項
- (10) 受託候補事業者の選定及び通知
- (11) プロポーザルの中途辞退
- (12) 不選定の説明に関する事項
- (13) 失格要件に関する事項
- (14) その他必要事項

(業務提案書等の提出)

第 10 条 参加事業者は、本実施要領及び実施説明書に従い、次に掲げる項目について業務提案書を作成し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 経営方針
 - (2) 業務体制
 - (3) 業務履行方法
 - (4) 個人情報保護
 - (5) 緊急時対応
 - (6) その他提案
- 2 前項の業務提案書には、会社概要書（様式第 13 号）、類似業務受託実績表（様式第 14 号）、従事者配置予定表（様式第 15 号）、提案見積書（様式第 16 号）及び提案見積金額積算内訳書（様式第 17 号）を合わせて提出するものとする。
 - 3 業務提案書等の提出は、一つの参加事業者につき 1 件とする。
 - 4 業務提案書等は、原則として A 4 版サイズの両面印刷の書類とするが、図表等は A 3 版の折込みの片面印刷でもよいものとし、いずれも日本語により作成するものとする。
 - 5 業務提案書等の提出方法については、実施説明書で定める。
 - 6 コンパクトディスク等の記憶媒体での提出は認めない。

(質問の受付)

第 11 条 管理者は、業務提案書等の作成やプロポーザルに関する参加事業者からの質問について、プロポーザルに関する質問書（様式第 18 号）（以下「質問書」という。）にて受付ける。

- 2 質問書は、実施説明書に定める期限までに管理者に提出しなければならない。
- 3 質問書の提出方法は、電子メール又はファクシミリとする。
- 4 管理者は、第1項に規定する質問を受付けた場合は、実施説明書に定める期限までに局ホームページにて回答する。

(プレゼンテーションの実施)

第12条 委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、その日時、場所、留意事項等については、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書(様式第19号)にて通知する。

- 2 プレゼンテーションに参加する参加事業者は、プレゼンテーション及びヒアリング出席予定者報告書(様式第20号)(以下「出席予定者報告書」という。)を管理者に提出しなければならない。
- 3 出席予定者報告書の提出方法は、電子メール又はファクシミリとする。

(プロポーザルの中途辞退)

第13条 参加事業者は、受託候補事業者選定の前日までに申出によりプロポーザルへの参加を辞退することができる。

- 2 プロポーザルへの参加を辞退する参加事業者は、プロポーザル参加辞退届(様式第21号)を管理者に提出するものとする。
- 3 プロポーザル参加辞退届の提出方法は、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)とする。

(業務提案書等の審査)

第14条 委員会は、参加事業者が提出した業務提案書等及び参加事業者のプレゼンテーションやヒアリングの内容について審査する。

- 2 前項の審査は、主に経営能力や業務に対する理解度、意欲、業務提案書等の内容の的確性、業務執行体制、提案見積金額における経済性等を基準に行う。

(受託候補事業者の選定及び報告)

第15条 委員会は、委員ごとに評価項目に従い各参加事業者を採点する。

- 2 評価項目の会社内容については、あらかじめ定めた配点基準により点数化し、これを得点とする。
- 3 各参加事業者の提案見積金額については、あらかじめ定めた算定式により点数化し、これを得点とする。なお、提案見積金額が、本業務の内容に比して著しく低いと認められた場合は、当該提案見積金額に係る得点は与えない。
- 4 審査は500点満点とし、最低基準点を300点とする。前3項の得点の合計を委員ごとの当該参加事業者の総合得点とし、最低基準点を超える参加事業者のみ順位を決める。

ただし、過半数の委員が最低基準点以下とした参加事業者については、受託候補事業者になれない。

- 5 委員ごとに決めた参加事業者の順位において、最も多く順位1位となった参加事業者を受託候補事業者に選定する。順位1位が同数のときは、同数となった参加事業者のうち順位2位が多い参加事業者を受託候補事業者に選定する。以下同数の場合は同様の手順で順位を決定する。
- 6 2位以下の順位は、その時点における高順位の多い参加事業者から順に、2位3位と決定する。
- 7 委員会は、受託候補事業者の選定報告書を作成し、選定結果を管理者に報告する。

(受託候補事業者の決定及び通知)

- 第16条 管理者は、委員会から報告された受託候補事業者の選定結果に基づき受託候補事業者を決定する。
- 2 管理者は、受託候補事業者に決定した事業者に対し、受託候補事業者決定通知書(様式第22号)によりその旨を通知する。

(不選定の通知)

- 第17条 管理者は、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者に対し、受託候補事業者不選定通知書(様式第23号)によりその旨を通知する。

(不選定の説明)

- 第18条 管理者は、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者から不選定の説明を請求された場合は、委員ごとに決めた参加事業者の順位を書面で回答する。
- 2 前項の請求は、受託候補事業者不選定通知書に定める期限までに、管理者に書面を提出して行うものとする。
 - 3 前項の書面の提出方法は、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)とする。

(プロポーザルの延期又は中止)

- 第19条 管理者は、参加事業者が相通じているとの情報等があり、プロポーザルが公正に執行することができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期又は中止できるものとする。
- 2 管理者は、受託候補事業者の決定前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの執行を延期又は中止できるものとする。
 - 3 前2項において、参加事業者が行う参加申込書や業務提案書の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用については、参加事業者の負担とする。

(瑕疵の取扱い)

第 20 条 プロポーザルにおいて、参加事業者の参加資格、提出書類等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について委員会で審議の上、管理者が参加事業者の取扱いについて決定する。

- 2 委員会は、前項の瑕疵について、必要に応じて参加事業者に対し個別に聴聞を行うことができるものとする。
- 3 管理者は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性あるいは公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、プロポーザルに係る決定事項を取消することができるものとする。

(失格要件)

第 21 条 管理者は、参加事業者又は受託候補事業者と決定した事業者に、次に掲げる事由が発生した場合は、プロポーザルへの参加資格又は受託候補事業者としての決定を取消することができる。

- (1) 委託契約の締結以前に、第 5 条で規定するプロポーザルの参加資格を欠く者となったとき
- (2) 第 10 条第 2 項の提案見積金額が、第 9 条第 3 項第 5 号の提案見積限度額を超えているとき
- (3) プロポーザルの公正な執行を妨げるような不正行為が認められたとき

(委託契約の締結)

第 22 条 契約内容等については、仕様書及び業務提案書等の内容を基本とし、管理者と第 16 条に規定する受託候補事業者との協議により決定する。

- 2 管理者は、前項の協議が成立したときは、受託候補事業者と業務委託契約を締結する。
- 3 業務委託契約を締結した事業者（以下「受託事業者」という。）は、第 24 条に規定する委託契約の履行開始日から円滑に受託業務を行うことができるよう自らの負担で準備を行うものとする。

(次順位者の繰上げ)

第 23 条 管理者は、受託候補事業者と業務委託契約を締結することができない何らかの事由が発生したとき又は前条第 1 項の協議が成立しないときは、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、最も順位が上位の者で最低基準点を満たしている者と業務委託契約についての交渉を行うことができるものとする。

- 2 前項により繰上がった受託候補事業者については、前条の規定を適用するものとする。

(履行期間)

第 24 条 本業務の履行期間は平成 29 年 6 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

(その他留意事項)

第 25 条 プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

2 プロポーザルに参加するにあたり書類等の作成及び提出にかかる費用、旅費、その他一切の費用は参加申込事業者及び参加事業者の負担とする。

3 参加申込事業者及び参加事業者から提出されたプロポーザルに係る書類等は、返却しないものとする。

4 管理者は、参加申込事業者及び参加事業者から提出された書類等について、プロポーザルを円滑に実施するために必要な範囲で複製等を行うことができるものとする。

また、参加申込事業者及び参加事業者は、提出した書類等に係る著作権人格権を行使しないものとする。

5 参加事業者が 1 者のみの場合又は提案事業者が 1 者のみの場合でもプロポーザルを実施し、審査の結果、過半数の委員の評価が最低基準点を満たしているときは、当該参加事業者を受託候補事業者とすることができるものとする。

(事務局)

第 26 条 プロポーザルの事務局及び業務提案書等の提出先は、那覇市上下水道局料金サービス課業務係（那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号）とする。

付 則

この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。